

## 第 77 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 26 年 7 月 14 日 ( 月 ) 13 : 58 ~ 14 : 52

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村委員長、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省大臣官房審議官（統計局担当）、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

前川内閣府大臣官房審議官、杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- ( 1 ) 諒問第 66 号の答申「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」
- ( 2 ) 諒問第 67 号の答申「港湾調査の変更について」
- ( 3 ) 部会の審議状況について
- ( 4 ) その他

5 議事録

西村委員長 それでは、まだ定刻まであと 2 分ですけれども、もう皆さんお集まりですので、ただいまから第77回「統計委員会」を開催いたします。

本日は、北村委員、中島委員、中山委員、前田委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

伊藤室長 では、御手元の資料について議事の内容とあわせて確認いたします。

本日は、答申を 2 つと部会の審議状況報告を 1 つ予定しております。

資料 1 で学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更についての答申案を御報告いただくとともに、資料 2 で港湾調査の変更についての答申案を御報告いただきます。

最後に、資料 3 で 6 月 16 日に諮問されました国勢調査の審議状況について御報告いただく予定です。

なお、本日は、中山委員が御欠席ですが、その連絡が直前であったために、皆様にお配りしています座席図には、中山委員が含まれておりますので、御了承ください。

私からは以上です。

**西村委員長** それでは、議事に移ります。

人口・社会統計部会において審議されています諮問第66号の答申「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更」につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

**白波瀬委員** よろしくお願ひいたします。

「諮問第66号 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」は、本年 5 月 12 日に開催されました統計委員会において、総務大臣から諮問され、人口・社会統計部会に審議が付託された後、7 月 4 日までの間に計 4 回の審議を行い、今回、答申案を取りまとめるに至りましてので、報告いたします。

資料としては、お手元の資料 1 として答申案を、資料 1 の参考資料 1 として、第 2 回目の審議を行った第 51 回及び第 3 回目の審議を行った第 53 回の部会の結果概要を。そして資料 1 の参考資料 2 として、本年 5 月に諮問した際の資料をそれぞれ添付しております。

なお、第 4 回目の審議を行った第 54 回の部会の結果概要については、現在、関係者に内容を確認中であるため、未定稿のものを席上配布資料としてお配りしております。

それでは、答申案について報告いたします。

資料 1 の答申案の 1 ページを御覧ください。

まず、答申案の構成についてです。

今回の答申案件は、調査計画の変更及び指定の変更（名称の変更）と 2 つありますので、答申案においては、1 ページからの「I 本調査計画の変更」と 13 ページの「II 学校基本調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」の 2 つから構成されています。

最初に「I 本調査計画の変更」についてです。

まず、「1 承認の適否」についてですが、文部科学省から申請のあった学校基本調査の変更について、部会としては承認しても差し支えないと判断いたしました。

ただし、後ほど説明いたしますが、部会での審議結果を踏まえ、一部計画の修正を必要としております。

次に「2 理由等」についてですが、1 ページに「（1）調査対象の範囲の変更」「（2）調査票『学校調査票（幼保連携型認定こども園）』の新設」。

7 ページ「（3）調査事項の主な変更」。そして 9 ページに「（4）調査方法の変更」、10

ページに「(5)集計事項の変更」「(6)平成24年度調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の『今後の課題』への対応状況について」の以上6項目を設け、適宜、内容や適否の判断、判断理由を記載しております。

それでは、時間も限られておりますので、本答申案のうち、部会審議の結果、修正の必要性を指摘したところなどを中心に報告いたします。

まず、答申案の1ページの下「(2)調査票『学校調査票（幼保連携型認定こども園）』の新設」についてです。

本改正により、平成27年4月より創設が見込まれる就学前教育と保育を一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という。）については、他の学校種と同様、基本的事項の把握が必要であることから、新たな調査票として、学校調査票（幼保連携型認定こども園）（以下「こども園票」という。）を新設し、その中で11の調査事項を設定することとしておりますが、そのうち4事項に関し、部会審議の結果、修正意見を付しております。

初めに、2ページの「ア 『5 認可定員』及び『6 利用定員』」についてですが、このうち、認可定員は、申請案では表1のとおり、新幼保こども園全体の定員を調査することとされていました。

しかし、認可定員は、教育・保育サービスの供給枠に該当するものであり、供給量を規定する教員数等は子ども・子育て支援法に基づく子どもの区分により異なってきます。

こうしたことから、就学前教育、保育サービスの需給関係のより適切な分析を行うため、3ページ上の表3の右側の記載のとおり、子どもの区別把握が可能となるよう、修正する必要があることを指摘しております。

次に、3ページの「イ 『7 教員数』」についてですが、申請案では、4ページの表5の上段の表のとおり、保育士は調査対象とされておらず、次の「8 職員数」において、表6のとおり、常勤者のみ調査対象とされていました。

しかし、新幼保こども園においては、近年の保育ニーズの増加に対応するため、短時間勤務の非常勤保育士を雇用するケースが多いものと考えられます。

こうしたことから、保育士については表5の下段の表のとおり「7 教員数」の調査対象教員の1つに位置付け、かつ、非常勤保育士の把握が可能となるよう、職種区分を修正する必要があることを指摘しております。

また、これに伴いまして「ウ 『8 職員数』」については、申請案では5ページの表7の左の表のとおり、調査対象職員として保育士が含まれていましたが、右の表のように、職員数から削除することも指摘しております。

続いて、6ページの「オ 『13 修了者数』」についてですが、申請案では、6ページの表10のとおり、平成27年3月修了者を調査することとされていました。

しかし、本調査事項は、新幼保こども園の前身の施設が幼稚園であったとは限らないため、報告者の混乱を招くおそれがあります。

こうしたことから、平成27年3月修了者は別途「学校調査票（幼稚園）」で把握することとし、本調査事項は、28年度調査から使用するよう、変更する必要があることを指摘しております。

次は、前回変更時における今後の課題への対応についてです。

10ページの「（6）平成24年度調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の『今後の課題』への対応状況について」を御覧ください。

学校基本調査については、平成24年度調査の実施に係る調査計画の変更、この変更は軽微変更で処理をしているのですが、その際、総務省が変更を承認するに当たり、近年非正規雇用者が増加していることを踏まえ、若年雇用者対策の検討に資するデータを得る必要が高いとの判断に基づき、中学校、中等教育学校及び高等学校の卒業者の就業形態を正規・非正規別に把握することを今後の課題として指摘しております。

これを踏まえ、文部科学省はこの課題への対応を検討した結果、中等教育学校及び高等学校の卒業者については、今回、卒業後の状況調査票の中の「就職者」を「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」に分割し、就業形態を正規・非正規別に把握することとしていることから、一定程度評価できることとしています。

一方、中学校の卒業者については、就職者が極めて少ないと等から、その正規・非正規別の把握を行わないこととしているため、必ずしも十分な対応となっていないと判断しており、後ほど御説明する今後の課題の中で、中学校卒業者も正規・非正規別の把握を行う必要があることを指摘しております。

続いて「3 今後の課題」についてです。

11ページを御覧ください。本調査に係る今後の課題として、5点の課題を指摘しています。

まず、1点目は11ページの「（1）こども園票の『職員数』における非常勤職員の把握について」です。

こども園票の「職員数」において、調査対象とする職員については、常勤職員のみとされております。

しかし、新幼保こども園においては、人材確保の事情や業務の性格上の理由から、事務職員や看護士などの非常勤職員が多く雇用され、新幼保こども園の運営に大きな役割を果たすものと考えられます。

このため、文部科学省は、新幼保こども園全体の人的リソースの的確な把握の観点から、遅くとも平成30年度調査を目指して、非常勤職員を把握することを課題と致しました。

次に、2点目の「（2）『休職等教員数』における休職等理由区分等の見直しについて」です。

こども園票の「休職等教員数」については、休職等利用区分が「職務上の負傷疾病」「結核」「その他」及び「育児休業」となっており、また把握単位も男女を合計した人数とされています。

これは5ページの表8のとおりです。しかし、休職等理由区分につきましては、結核は、近年、職員罹患者が毎年数人程度と極めて少なく、一方、高齢化の進行とともに増加していると考えられる「介護休業」については、独立した区分が設けられていません。

また、ワーク・ライフ・バランスの政策的・社会的重要性を踏まえると、休職等教員数の男女別人数は、基本的かつ重要な情報と考えられるところです。

このため、文部科学省は、少子高齢化等の進展への対応の観点から、遅くとも平成30年度調査を目途として、休職等理由区分について、独立した区分の「結核」の削除、「介護休業」の追加等の見直しを行うとともに、休職等教員数を男女別に把握することを課題と致しました。

続いて、3点目の「(3)『年齢別入学者数』の年齢階級区分の細分化等について」です。

今回、社会人学生の実態把握を目的として、学校調査票学部学生内訳票等に追加される「年齢別入学者数」における年齢階級区分については、55歳以上の場合「55歳～60歳」及び「61歳以上」とされております。

これは8ページの表14のとおりです。

しかし、年齢階級区分については、5歳階級でくくるのが一般的であるのに対し「55歳～60歳」は6歳階級でくくられています。また、近年、高齢化が急速に進行していることや、政策的に生涯学習が推進されていることから、高齢の社会人学生が増加しつつあると考えられるところです。

このため、文部科学省は他統計との比較の確保や高齢化の進行等への対応の観点から、遅くとも平成29年度調査を目途として「55歳～60歳」を「55～59歳」と5歳階級へ変更するとともに「61歳以上」を「60～64歳」及び「65歳以上」へと上限の引上げを行うことを課題と致しました。

次に、4点目の「(4)中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について」です。

12ページを御覧ください。

先ほど、課題対応の部分で説明したとおり、中学校の卒業者については、このうち、就業者が極めて少ないこと等から就業者の正規・非正規の把握を行うこととされていません。

しかし、近年、学卒者が初職、すなわち最初に就く職業で、正規労働者として円滑に就職できるよう支援することが重要な課題となっていることや、低学歴者ほど正規労働者に就職できる比率が低く、就職支援の必要性が高いこと等を踏まえると、学校卒業後の就業形態が正規職員か非正規職員かといった実態は卒業した学校種や該当者数の多寡にかかわらず、重要な情報と考えられます。

このため、文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータの把握の観点から、遅くとも平成29年度調査を目途として、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行うことを課題と致しました。

最後の5点目は「(5)新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係について」です。

新幼保こども園は、関係法令上、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有していることから、平成27年度以降、学校基本調査のほかに厚生労働省が毎年実施している一般統計調査である社会福祉施設等調査の調査対象にもなる予定です。

両調査については、調査期日等が異なるものの、調査事項が学校基本調査では、新幼保こども園全体に関する事項である一方、社会福祉施設等調査では、保育関連部分に関する事項となっていることから、両調査に関連する調査事項の役割分担の明確化等の調整措置を通じて、調査実施の効率化や報告者負担の軽減を図る余地があるものと考えられるところです。

しかしながら、両調査における調査事項については、教育及び保育行政上の当面上の施策、例えば、待機児童解消のための保育士等の確保等といった施設の推進や、制度改正前後の実態把握等のために、時系列データが必要であること等から、直ちに調整措置を講じることは難しく、これについてはやむを得ないものと判断いたしました。

このため、文部科学省は、厚生労働省と連携しつつ、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減の観点から、両調査の時系列データが一定程度蓄積される平成32年度調査を目指として、調整措置を実施することを課題と致しました。

以上が「I 本調査計画の変更」にかかる部分です。

次に、答申案13ページ「II 学校基本調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」についてです。

これにつきましては、基本統計の名称を「学校基本調査」から「学校基本統計」に変更することについて、部会として適当であると判断し、この案で名称の変更を行って差し支えないとしております。

答申案の説明は以上です。

よろしくお願ひいたします。

**西村委員長** ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見・御質問等はありますか。

それでは、私から1点文部科学省に質問させていただきたいことがあります。

それは、以前に、他の委員から質問がありました点です。

具体的には、答申案のIの「3 今後の課題」の中の「(4)中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について」において、当該把握は平成29年度調査を目指としておりますけれども、なぜ、平成29年度まで待たなければいけないのかについて、御説明いただきたいと思います。

**柳澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長** 文部科学省です。

よろしくお願ひいたします。

答申案で御指摘を受けました各課題につきましては、真摯に受け止めております。

いずれの課題につきましても、基本的に速やかに対応をしてまいりたいと思っております。

一方で、各課題への対応のためには、所要の検討ですとか、課題対応に必要なシステムの改修予算の確保といった体制整備のための一定の期間が必要であるということから、平成27年度調査で全ての課題に対応することは残念ながら困難であります。

このようなことから、基本的な考え方としまして、今回の変更の中で最も重要であるもの、すなわち学校調査票の中の幼保連携型認定こども園の関係ですけれども、ここのみに対する修正につきましては、全てを対応したいと考えております。

ただ、一方で、学校基本調査は幼稚園から大学まで幅広くとっておりまして、他の学校種の調査票にも影響を与えててしまう修正の御意見、これらにつきましては、影響の程度等を踏まえまして、優先順位を付けさせていただく必要があると考えております。

影響が小さいと考えられる御指摘につきましては平成29年度、それから大きいものについては30年度ということでお願いをしたいと思っております。

具体的に、学校基本調査のスケジュールについてごく簡単に説明した方が分かりやすいと思うのですが、学校基本調査は、まずその前提としまして、5月1日現在を調査実施日としております。

ですので、前年度のうちに全て調査票を固めて発送するという作業があります。

今回、御指摘いただきました「(4)中学校卒業生の就職者の正規・非正規の把握について」につきましては、29年度調査とさせていただきたいと思っておりますが、この29年度実施といった場合の具体的なスケジュールとつまでは、27年度に概算要求を行いまして、28年度にシステムの改修と調査票の確定、それから調査票の発送も含めて、29年2月になりますが、一応28年度中には行いたいと考えております。

ただ、学校基本調査は、5月1日が回答日になりますので、実施日でいいますと、29年度のカウントになってしまいます。

ですが、実際には、今、申し上げたように、28年度中に調査をかける作業は、全て終了をする形になりますので、こういう形での29年度であることを御理解いただけたらと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

**西村委員長** ありがとうございました。

課題対応のための予算措置が必要であることは理解できますし、仕方のないことではあるのですが、政策的・社会的に重要な事柄については、速やかに調査する必要があるため、答申案で掲げられた各課題については、できる限り早期に対応していただきたいと思います。

また、今後、学校基本調査におけるオンライン調査システムについても、経済・社会状況の変化に応じて柔軟に対応できるような仕組みを検討してもらいたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更」についての本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**西村委員長** それでは、資料1によって総務大臣に対して答申いたします。

ありがとうございました。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

サービス統計・企業統計部会において審議されています諮問第67号の答申「港湾調査の変更」につき、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長から御説明いただきます。

**廣松委員** 諮問第67号「港湾調査の変更について」は、本年5月12日の統計委員会に諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されました。

当部会では、5月から7月までにかけて、計3回の審議を行い、今回、答申案を取りまとめましたので報告いたします。

資料としましては、お手元の資料2が答申案、資料2の参考1として、第48回及び第49回の部会の審議の結果概要、資料2の参考資料2として、本年5月に諮問した際の資料をそれぞれ添付しております。

第48回及び第49回の部会審議の結果概要については、答申案に織り込み済みですので、答申案について報告いたします。

答申案の1ページを御覧ください。この答申案の構成につきまして、まず、「1 本調査計画の変更」についてとして「(1) 承認の適否」です。国土交通省から申請のあった港湾調査の変更について、部会としては承認して差し支えないと判断いたしました。

次に「(2) 理由等」では、1ページに「ア 報告を求める者の変更」、2ページに「イ 集計事項の変更」と「ウ 調査方法の変更」の3項目を設けて、適宜、内容や適否の判断、その理由を記載しております。

次に、3ページに、「2 諒問第19号の答申における今後の課題への対応について」として、前回答申時に、今後の課題として指摘されました2点について、それぞれ対応状況等を記載しております。

最後の4ページに「3 今後の課題」の項目を立てております。

それでは、時間も限られておりますので、本答申案のうち、部会において議論となりました内容を中心に報告いたします。

まず、答申案の1ページ「ア 報告を求める者の変更」についてです。

変更計画では、甲種港湾調査は、160港から161港に、乙種港湾調査は557港から533港にそれぞれ変更することとしております。

これにつきましては、「1ページから2ページにかけてですが、「入港実績や貨物取扱実績がほとんどない港湾は調査対象外となるが、引き続き一定の実績を有する港湾全てを調査対象としているため、我が国の港湾全体の実態を適切に捉える面での継続性が確保され、調査結果の利活用上の支障が生じないこと」などから、適当であると判断いたしました。

次に、2ページの「イ 集計事項の変更」についてです。

変更計画では、新たにTEU単位換算前のコンテナの長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加することとしております。

このTEUおよびコンテナの種別に関する事項は、（注1）及び（注2）として注を付けております。

これにつきましては、報告者に新たな負担を課すことなく、集計の充実化を図るものであり、港湾行政に係る施策の推進に寄与する情報が得られることから適当であると判断いたしました。

なお、部会では、臨港道路など港湾施設の整備に資する情報を得るという観点から、通常のコンテナの高さは大体約2.6mでございますが、それよりも約30cm高い、高さが約2.9mの背高コンテナといわれるコンテナについて、港湾での取扱数量が増えてきていることから、その情報を新たに把握することの適否についても審議いたしました。

結果的には、この新たな事項を設けるということは、報告者に新たな負担を課することになることや、現在のところ、行政上のニーズも見られないことから、見送ることといったましたが、今後、当該情報に対するニーズが生じた際には、国土交通省において改めて検討することとなりました。

次に「ウ 調査方法の変更」についてです。

変更計画では、調査員と報告者の間において、セキュリティー対策を講じた上で、電子メールによるオンライン調査を新たに導入することとしております。

これにつきましては、第Ⅱ期基本計画において、オンライン調査の推進を図ることとされていることを踏まえた対応であり、報告者の負担軽減や利便性の向上を図ることが可能となること等から、おおむね適当であると判断いたしました。

ただし、以下のただし書のところですが、今後、本調査におけるオンライン調査の推進・定着を図っていくための取組として、2点指摘しております。

まず、1点目の①ですが、本調査は従来1枚の調査票について調査員が複数の異なる報告者からの回答を得て調査票を完成させて集計を行うといったケースが見られる等の特殊性を有しています。そのため、国土交通省は都道府県等の経由機関、調査員及び報告者に対し、オンライン調査に係る協力依頼とともに、周知・広報を積極的に取り組むことあります。

次に2点目、3ページの②ですが、港湾管理者は、本調査の実査を通じて関連情報を長年蓄積しており、これを利活用したオンライン調査の実施が可能であると考えられることから、国土交通省はこれらの情報について、各港湾管理者の実態を踏まえたデータベース化による管理を図り、電子メールによるオンライン報告を求めるといった一連の調査業務の定型化（ルーチン化）に積極的に取り組むことです。

このうち、2点目につきましては、調査業務のシステム化、マニュアル化といった面で、調査業務そのものの効率化等にもつながる重要な点であると考え、本答申案の今後の課題

として盛り込んでおります。

もとより、オンライン調査は、報告者が直接電子調査票に入力し、調査員に提出するため、報告者が紙媒体の調査票を提出した場合に発生する調査員のデータ入力に要するコストの低減、入力ミスやエラーに伴い生じる業務量の縮減、結果精度の確保・向上といった効果やメリットが期待できることに留意して、国土交通省は先ほど指摘しました2点を取り組んでいただきたいと考えております。

次に、3ページの中ほどの「2 諮問第19号の答申における今後の課題への対応について」であります。

前回の答申では、今後の課題として2点指摘されておりました。

このうち1点目の「（1）調査対象港湾の定期的な見直し」については、答申案の1ページの「ア 報告を求める者の変更」のとおり、所要の対応がなされていることから、適当であると判断いたしました。

次に、2点目の「（2）行政記録情報等の一層の活用」についてです。

本調査の集計等に当たって、船舶運航事業者など、報告者の輸出入申告情報をNACCSという輸出入港湾関連情報処理システムから取得して活用するには、報告者から事前に同意書を取得する必要があり、前回諮問時には、東京港や横浜港などの5港湾において、同意書を取得している事業者数が88事業者にとどまっておりました。

3ページから4ページにかけてですが、このため、国土交通省は全ての港湾管理者を対象として、開催をしている「打合せ会議」等の場を通じて、さらに輸出入申告情報の活用港湾で構成されている「協議会」にも参画し、様々な働きかけ等を行った結果、同意書の取得事業者数は88事業者から100事業者に増加をしており、輸出入申告情報の活用の促進といった観点から、おおむね適当であると判断いたしました。

「おおむね」としましたのは、ただし書のところですが、同意書を取得する事業者の更なる増加を図る観点から、NACCSに参加する船舶運航事業者等から輸出入申告情報を港湾調査に使用することに同意を得る仕組みについて、同意書を個別に取得する現行の方法から、全ての事業者から同意が得られる方法に変更するなど、輸出入申告情報のより一層の活用に向けた取組を検討することが必要であるとしております。

これについては、行政記録情報等のより一層の活用を推進する上で、重要なことであると考え、本答申案の今後の課題として盛り込んでおります。

また、なお書きのところですが、港湾管理者の中には、報告された情報を電子データによるデータベース化を行い、本調査の調査事項のうち、データベース化されていない調査事項のみを報告してもらうといった取組を行っているところがあると報告されました。

部会としては、このような取組は高く評価できると考え、その旨記載しております。

次に「3 今後の課題」についてです。

本調査は、一定期間ごとに実施する周期調査ではなくて、月次調査と年次調査から構成されていますので、国土交通省がいつまでに対応するのか、期限を設ける必要があると考

え、前回答申において、今後、5年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うこととされたことに併せて、今回も、今後5年間に、国土交通省は以下の課題に対応することが必要であるとしております。

具体的な今後の課題は3点あります。

1点目は、「（1）オンライン調査推進に向けた調査業務の定型化（ルーチン化）について」です。

これは、答申案の3ページ②の、6行目でも触れましたが、港湾管理者は、長年蓄積している本調査における関連情報を活用することで、調査業務の効率化やオンライン調査の推進を図る余地があるものと認められます。

そのことから、各港湾管理者の実態を踏まえたデータベース化による管理を図り、電子メールによる調査票情報のオンライン報告を求めるといった一連の調査業務の定型化（ルーチン化）に積極的に取り組むことが必要であるとしております。

次に、2点目は、「（2）関税法に基づく輸出入申告に係る情報のより一層の活用について」でございます。

4ページのただし書の、8行目でも触れましたが、輸出入申告情報について、国土交通省は、今後、同意書を取得する事業者数の更なる増加を図る観点から、NACCSに参加する船舶運航事業者等から輸出入申告情報を港湾調査に使用することに同意する仕組みについて、現行の同意書を個別に取得する方法から、全ての事業者から同意が得られる方法に変更するなど、輸出入申告情報のより一層の活用に向けた取組を検討することが必要であるとしております。

3点目は、5ページの「（3）港湾法に基づく入出港届に係る情報のより一層の活用について」です。

入出港届情報について、今般、その利用状況を確認しましたところ、調査対象港湾全体で約40%にとどまっている状況が見られ、これを拡大する余地があると考えられることから、国土交通省は、今後、入出港届情報のより一層の活用について港湾管理者に働きかけていくとともに、各港湾における活用状況を詳細に把握分析し、同情報の利用拡大に向けた方策を検討することが必要であるとしております。

答申案の内容の説明は以上です。

ただ、7月3日に開催されました第3回目の部会審議におきまして、統計委員会での報告の際に、私から一言コメントすべきであると考えられる論点がありましたので、報告いたします。

2点あります。

まず、1点目は、「電子政府の推進における統計調査のオンライン化」についてです。

国土交通省では、今回、オンライン調査を導入することとしていることを踏まえ、その推進、定着を図る観点から、本答申案の今後の課題の（1）では、オンライン調査推進に向けた調査業務の定型化（ルーチン化）の必要性を指摘しております。

これは、統計技術的な問題に対応する観点からの指摘であって、国土交通省に対し、各港湾管理者の実態を踏まえて、データベース化を進めることを求めているものですが、それは行政の情報化にも資するものであり、電子政府の推進とも密接に関連するものと考えられます。

このように、電子政府の推進の1つとして統計調査のオンライン化を捉え、その推進を図っていくことは重要ではないかという点です。

次に、2点目は、「個別法の規定による統計利用の制限」についてです。

本答申案の今後の課題の(2)では、行政記録情報である輸出入申告情報のより一層の活用について指摘をしております。

これは、報告者の輸出入申告情報を活用する場合に、個別法における機密保持義務規定との関係から個別に同意書を得る必要がある中で、これを包括的に全ての報告者から得られる方法について検討することを求めているものです。

行政記録情報等の統計活用、すなわち統計作成への活用については、ある程度進んできているものと考えますが、その一方で、なかなか進まない原因として、行政記録情報等が電子化されていないことや個別法の規定に基づく制限があることが考えられます。

行政記録情報等の活用を図っていくためには、本統計調査だけではなくて、他の統計調査の審議や答申においても、繰り返し指摘を重ねていくことによって、統計の現場から広くかつ継続的に行政記録情報等の活用の必要性を訴えていくことが重要ではないかという点です。

以上、2点、口頭ですが、コメントとして補足いたしました。

私の報告は以上です。

**西村委員長** ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見・御質問等はありませんか。

それでは、私から一言申し上げたいと思います。

最後に、部会長から2点非常に重い指摘がありました。この指摘は口頭ではありますが、私としては、きちんと統計委員会として捉えて、統計委員会のいわば総意としてこれを記録に残しておきたいと考えますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**西村委員長** それでは、それを含めた形で答申を持っていきたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「港湾調査の変更」についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**西村委員長** それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。

ありがとうございました。

また、サービス統計・企業統計部会に所属される委員の方々におかれましては、部会で

の御審議、どうもありがとうございました。

次に、人口・社会統計部会に付託されている「国勢調査の変更」の審議状況について、白波瀬部会長より御報告をお願いいたします。

**白波瀬委員** それでは、よろしくお願ひいたします。

人口・社会統計部会における国勢調査の変更に係る審議状況について報告いたします。

資料3の「人口・社会統計部会の審議状況について（報告）」を御覧ください。

1ページが第1回目の審議結果のポイントをまとめたもの。

2ページが部会の審議経過及び今後の予定です。

第1回目の部会の結果概要については、参考3としてお配りしております。

また、第2回目の部会の結果概要につきましては、開催が先週の金曜日の7月11日でしたので、次回の統計委員会で資料配布いたします。

では、資料の1ページ目を御覧ください。

「1 部会の開催状況等」についてですが、国勢調査の変更に関する部会審議はおおむね4回を予定しております、去る6月20日に第1回目、7月11日に第2回目の部会を開催いたしました。

資料としましては、主に第1回目の部会の審議の状況について、まとめました。

第2回目につきましては、恐縮ですが、口頭で説明いたします。

まず、1点目は「(1) オンライン調査の全国展開」についてです。

これは、調査の効率的かつ円滑な実施や報告者の利便性の向上の観点から、平成22年の本調査で東京都において試行的に導入したオンライン調査を全国展開し、またスマートフォンにおいても対応するオンライン調査システムを構築する。

また、オンラインによる回答を推進するため、紙媒体の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式、いわゆるオンライン先行方式で調査を実施するという変更です。

部会における主な審議を紹介いたします。

本調査において、今回、導入するオンライン先行方式では、調査対象世帯の回答期間は、調査期日である10月1日からおおむね10日程度前に設定されるため、世帯の回答の時点と調査期日の時点とでは、例えば就業について、就業していた者が退職しているなどの就業の状況が変わっていることもあり得るので、調査対象世帯に対して、調査期日時点での記載について、十分な周知を図る必要があるのではないかとの指摘がありました。

これに対し、調査実施者である総務省統計局から調査対象世帯に対し、オンラインによる回答に当たっては、調査期日現在の状況を回答してもらうよう十分に周知をしていくとの説明がありました。

また、調査期間の終盤に調査対象世帯に対し「確認状（調査票提出のお礼及び督促）」を配布し、オンライン回答の内容に変更がある場合は、修正報告をしてもらうよう再周知を行う予定であるとの説明がありました。

このように、オンライン調査の全国展開という調査方法の変更に関し、報告者が回答に当たり、紛れが生じることのないような措置が図られることが確認できたことなどから、本変更について、部会として了承いたしました。

次は「（2）上記（1）以外の変更事項」についてです。

オンライン調査の全国展開以外の変更事項といたしましては、任意封入方式の導入、2番目として、郵送回収方式の市町村長による採否、3番目として調査員による他計報告調査の併用の3点について審議を行い、いずれも部会として了承いたしました。

以上が、第1回目の部会における審議の主な状況です。

引き続きまして、第2回目の部会における審議の状況ですが、先週金曜日の開催でしたので、繰り返しになりますが、口頭で報告いたします点、お許しいただければと思います。

第2回目の部会では、報告を求める事項の追加・削除や第1回目の部会に引き続き報告を求めるために用いる方法の変更等などについて審議を行いました。主な審議の概要を報告いたします。

まず、調査組織の変更として、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託を可能とする変更についてです。

これについては、面会が困難な世帯との接触が容易となることが期待できるため、部会として了承といたしましたが、本変更については、2次試験調査でごく少数の調査区での調査を行ったのみですので、現在、実施中の第3次調査で十分に検証を行い、その結果を部会に報告するようお願いいたしました。

少数の調査区と申しますのは、2次調査では東京都中央区において2調査区でありました。その後、第3次試験調査では、都道府県庁所在地等において、全国で約50調査地区の調査を致しまして、その結果を、今、待っております。

次に、調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策として、オンライン調査の全国展開に伴い、報告者から調査員への専門的な質問の増加が想定されることを踏まえましたコールセンターの充実・強化についてです。これについては、調査の円滑な実施や地方公共団体の照会業務の負担軽減につながることから、部会として了承いたしましたが。調査対象世帯がコールセンターに電話をかけたもののつながらず、再度電話をかけ直すといったことが可能な限り少なくなるよう電話応答者の配置の工夫等に十分留意してほしいとの意見がありました。

また、調査結果の公表の期日の変更として、集計作業の効率化などにより、調査実施から調査結果の公表までの期間を前回調査における3年1か月、最終公表は平成25年10月ということでしたけれども、2年3か月、今回につきましては、平成29年12月予定に短縮するという変更があります。研究者等の利用のニーズにもこたえることなどから、適当なものとして部会として了承いたしました。

これについては、調査実施から調査結果の公表までの期間について、10か月の早期化については評価できるとの意見があった一方で、早期化に伴って、国勢統計の精度低下や実

査機関への過度な負担を招くようなことがないよう留意してほしいとの意見がありました。

ほかの変更事項については、次回、統計委員会においてお配りする予定の結果概要を御覧ください。

以上が国勢調査の変更に係る第1回目及び第2回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要です。

最後に、今後の予定ですが、第3回目の部会は、7月25日に開催を予定しております。

第3回目の部会では、前回の統計委員会答申における今後の課題への検討状況等のまだ審議をしていない事項議を予定しております。

私からの報告は以上です。

**西村委員長** ありがとうございました。

ただいまの御報告について御質問はありませんか。

(「異議なし」と声あり)

**西村委員長** それでは、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程について事務局から連絡をお願いします。

**伊藤室長** 次回の委員会は、8月5日火曜日の14時から、本日と同様にこの会議室で開催することといたします。詳細につきましては、別途連絡いたします。

**西村委員長** 以上をもちまして、第77回の統計委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

**伊藤室長** なお、この後、5分ほど空けまして、本会議室にて基本計画部会を開催いたします。

引き続き御出席くださるようお願いいたします。